相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市金井三丁目二九番地七、最後の住所東京都武蔵野市西久保二丁目四番二号金子荘Ｔ９　被相続人　亡　髙橋　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川二丁目四八番地、最後の住所東京都文京区小石川二丁目一六番一〇号　被相続人　亡　大久保美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

事務所東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル五階佐藤三郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東砂七丁目六七二番地、最後の住所東京都江東区東砂七丁目一三番一―五〇八号　被相続人　亡　伊能　康代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

事務所東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子

（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市一宮町石三一八番地、最後の住所東京都大島町元町字馬の背一二八番大島藤倉学園　被相続人　亡　古屋　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市染地二丁目八番地三、最後の住所東京都調布市染地二丁目八番地三Ｃ―七二二　被相続人　亡　平木　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

東京都日野市多摩平一―一一―四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市玉川町二三七番地、最後の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎四丁目一四七番地　被相続人　亡　竹内　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

石川県金沢市橋場町五番五号、事務所石川県金沢市西念三丁目三番五号石川県勤労者福祉文化会館

相続財産管理人　司法書士　山本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市大字稲葉一七八〇番地、最後の住所長野市大字高田五七七番地一タジマコーポ一〇二　被相続人　亡　堀内　秀信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

長野県長野市県町四六〇番地二長教ビル二階（二〇四）三階（三〇四）戸崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　龍口　基樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区駒場町三丁目八番地九、最後の住所名古屋市千種区穂波町一丁目三九番地シャンポール覚王山一〇七号　被相続人　亡　佐野　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル四階名城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　真由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市志摩町布施田三三三番地、最後の住所徳島県阿南市椿町小曲り三九番地五　被相続人　亡　山本　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区田中大堰町一三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹内タマ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

京都府長岡京市長岡一丁目一番二号　長岡京トーセビル四〇一Ｂ　弁護士法人白浜法律事務所　長岡京事務所

相続財産管理人　弁護士　拝野　厚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区中津三丁目二七番、最後の住所大阪市北区本庄東三丁目七番一号―四〇三号　被相続人　亡　廣瀬　速賜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一四番七号和光ビル六階

相続財産管理人　弁護士　藤井　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市中田二七〇一番地、最後の住所大阪府大阪市平野区背戸口三丁目六番一〇号　被相続人　亡　番匠美千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

第17期決算公告　平成29年10月19日

東京都新宿区西新宿２－６－１
新宿住友ビル28階

株式会社絵本ナビ

代表取締役社長　金柿　秀幸

貸借対照表の要旨（平成29年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	152,153
	固定資産	77,987
	合計	230,141
負債及び純資産の部	流動負債	141,603
	固定負債	47,188
	株主資本	41,348
	資本金	202,000
	資本剰余金	184,500
	資本準備金	184,500
	利益剰余金	△345,151
	その他利益剰余金	△345,151
	（うち当期純利益）	（12,395）
	合計	230,141